

03

マイナンバーの 保護措置

マイナンバーの漏えい・悪用を防ぐため、 マイナンバー法では 厳しい保護措置が義務付けられています。

- ・マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報を守るため、マイナンバー法には厳しい保護措置が定められています。
- ・マイナンバーを利用する全ての関係者に法令の遵守が求められ、その監視・監督の使命を担うのが、特定個人情報保護委員会です。

特定個人情報保護委員会

特定個人情報が適正に取り扱われるよう、監視・監督などを行います。
*特定個人情報保護委員会の業務については、次ページ以降をご覧ください。



A市の住民



諸手当等の申請



カードを提示

手当の支給

遵守すべき事項

- × マイナンバーを、正当な理由もなく、みだりに他人に渡してはいけません。
- × マイナンバーを利用する場合には、**なりすまし防止**のため、マイナンバーが何番であるかを確認するとともに、個人番号カードなどの本人確認書類の提示が必要です。

A市 受付窓口

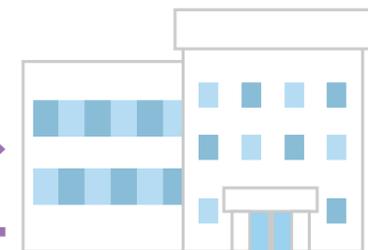


情報提供ネットワークシステムを使用

マイナンバーを活用して問合せ

必要な情報

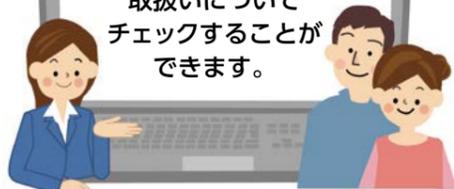
B県



遵守すべき事項

- × マイナンバーは、**法令で定められた事務**でしか利用することができません。目的外利用を禁止しています。
- × マイナンバーを**他の機関に提供**する場合、**法令で定められた事務**に限られます。
- × 他人にマイナンバーの**提供を求める**場合も、**法令で定められた事務**に限られます。
- ! 特定個人情報ファイルを保有する行政機関や地方公共団体の長などは、事前に**特定個人情報保護評価**を行うことが義務付けられています。
*特定個人情報保護評価については、P12をご覧ください。
- ! マイナンバーを活用して異なる機関間で情報連携を行う場合、安全性が確保された**情報提供ネットワークシステム**を使用します。

「マイポータル(仮称)」で、
自分のマイナンバーの
取扱いについて
チェックすることが
できます。



- いつ・誰が・誰に対し・何のために自分の特定個人情報を授受したかの記録を確認することができます。
 - 自分の特定個人情報を確認することができます。
 - 一人ひとりに合った行政サービスのお知らせを受け取ることが可能となります。
 - 複数の行政手続をワンストップで行うことも可能となります。
- *平成29年1月から利用開始予定。具体的な内容については政府において検討中。

罰則について

マイナンバーに関する不正行為に対して厳格に対処するために、マイナンバー法では、個人情報保護法や住民基本台帳法などよりも罰則が強化されています。
例えば、行政機関の職員が個人情報ファイルを漏えいした場合、行政機関等個人情報保護法では「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」ですが、マイナンバー法では「4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金」又はその両方を科すことができると規定されています。